

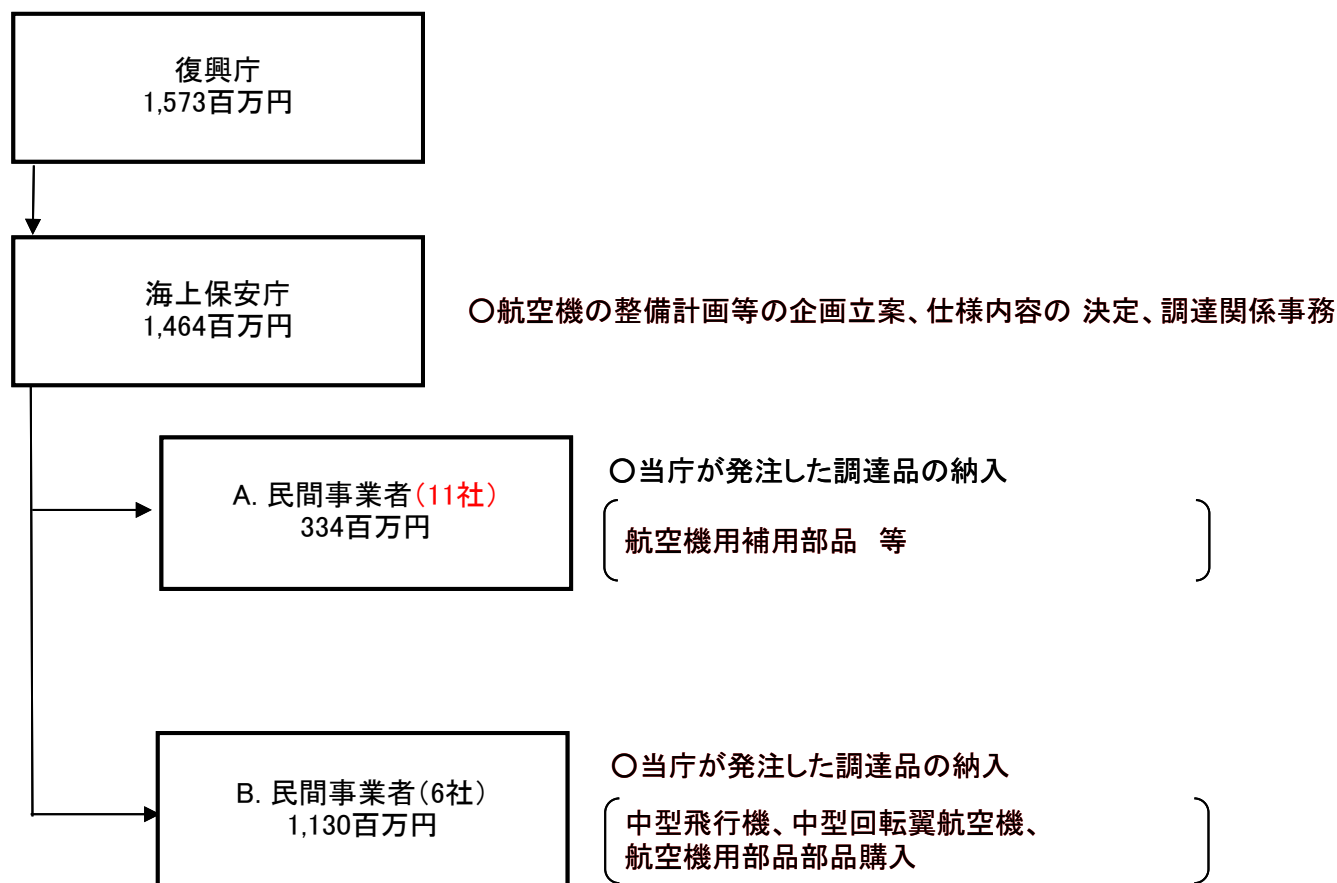
平成26年行政事業レビューシート

(復興庁)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～平成25年度 (中型飛行機) 平成24年度～平成26年度 (中型回転翼航空機)		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	政策:復興施策の推進 施策:東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、今般の震災で被災した航空機を復旧し、夜間や悪天候時でもしよう戒飛行や捜索監視が行えるほか高速性や航続性に優れた航空機を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	-	-	1,573	4,041	-	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計		-	-	1,573	4,041	-	
	執行額		-	-	1,464	-	-	
執行率(%)		-	-	93.1%	-	-		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績 【要救助海難の救助率】 (第3次目標値)	%	95	96	96	/
			【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
			達成度	%	100	101	101	/
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	年度別新規整備機数		活動実績	機	/	/	1	-
			当初見込み	機	/	/	1	5
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	予算額 ÷ 整備機体数		単位当たりコスト	億	-	-	① 約40	② 約24～44
	主要目	機数	1機あたりの事業総額	計算式	億/機	-	-	① 40/1
	① 中型飛行機	1	約40億円					
	② 中型ヘリコプター	5	約24～44億円					
算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	航空機購入費	4,041	0					
	計	4,041	0					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機の整備を行い、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	東日本大震災により被災した航空機を代替するべく計画的に整備することにより、今後想定される大規模災害においても的確に対応できることが期待できる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、東日本大震災で被災した航空機を早急に復旧し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、従来導入してきた機種と同等の性能を有しつつも、安価な新機種を導入している。				
	改善の方向性	今後当庁で整備する機種と同一にすることにより、予備部品数の調達による維持経費の削減等を図っている。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-	海上の安全及び治安の確保のための航空機の整備は、平成26年度中に達成する見込みであるため、平成26年度で事業を終了することが適当である。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
-	当初の予定通り平成26年度で事業を終了する予定であるため、平成27年度の予算要求は行わないこととする。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	-	平成24年	-	平成25年	新25-050

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)(単位:百万円)

【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成24・26年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,200万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

A. 双日株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型飛行機用部品購入(機体補用部品)	221			
計		221	計		0
B. 双日株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型飛行機1機購入	443			
計		443	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	双日株式会社	航空機用部品購入	221	1	100
2	双日株式会社	航空機用部品購入	58	1	100
3	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	20	1	94.5
4	シマツプレジジョン インストルメンツ インク	航空機用部品購入	8	1	99.8
5	株式会社石森製作所	航空機用部品購入	7	2	91.8
6	山基物産株式会社	航空機用部品購入	7	2	91.6
7	帝商株式会社	航空機用部品購入	4	2	99
8	島田燈器工業株式会社	航空機用部品購入	3	1	100
9	株式会社東邦産業	航空機用部品購入	2	1	99.9
10	タンフィールド・パワード・アクセス・リミテッド	航空機用部品購入	2	2	89.7

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	双日株式会社	航空機購入	443	随意契約	—
2	MITSUBISHIINTERNATIONALCORPORATION	航空機購入	403	随意契約	—
3	INT'L AVIATION TECHNICAL SERVICES, INC.	航空機用部品購入	177	随意契約	—
4	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	106	随意契約	—
5	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品購入	1	随意契約	—
6	多摩川エアロシステムズ株式会社	航空機用部品購入	0.4	随意契約	—